

産業廃棄物に関する施策の方向性について（概要）

質問・審議について

● 質問(令和3年1月21日)

産業廃棄物については、3Rを基本とした適正処理等に重点をおいた取組を推進してきた結果、産業廃棄物の排出量や最終処分量は概ね減少傾向にある。一方、今後の産業廃棄物施策に関しては、更なる3Rや適正処理等の推進に加え、2050年の脱炭素社会の実現、プラスチック資源循環、災害廃棄物対策等への対応が求められており、こうした社会状況の変化等を踏まえた計画を策定して施策を推進していく必要があることから、環境審議会に諮問

⇒ 諒問内容について、産業廃棄物に関する施策を推進するための新たな計画の策定が必要として、審議を実施

● 審議事項

産業廃棄物に関する施策の方向性（基本理念、目標、施策の柱、個別施策など）

● 主な審議結果

- ・新たな産業廃棄物処理指導計画の策定にあたり、基本理念に「脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現」を掲げ、施策の柱には「脱炭素化の推進」、「災害・緊急時の廃棄物対策」、「3R・適正処理の推進」及び「環境保全意識の向上」の4つを設定することが必要
- ・4つの施策の柱の下には、重点的に取り組むべき8つの個別施策を位置付け、さらに個別施策の下に具体的な取組を設定し、事業者や市民等と連携して施策を推進することが必要
- ・計画の目指すべき目標として、排出量と最終処分量の削減、再生利用率の向上に加え、プラスチック資源循環の向上に向けて、廃プラスチック類の再生利用率を設定することが必要
- ・計画の期間は、川崎市の総合計画や一般廃棄物の計画等との整合を図ることが必要
- ・プラスチック資源循環や災害廃棄物の状況を踏まえ、将来的には一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた施策の検討も必要

答申の概要

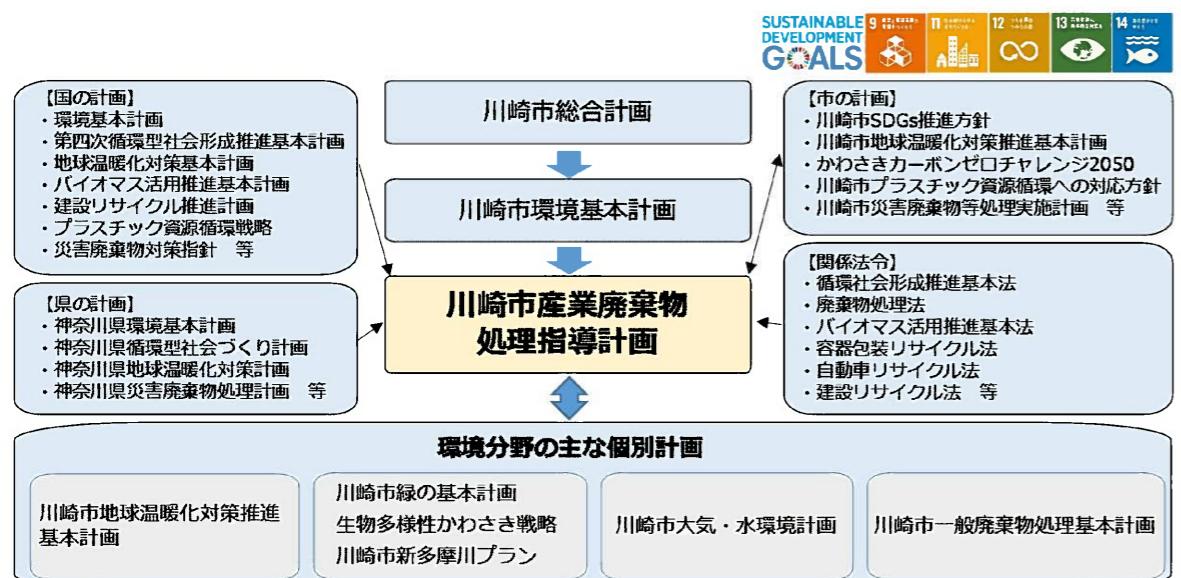
1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

産業廃棄物の更なる3R及び適正処理の推進に向けて着実に取り組むとともに、課題である脱炭素社会の実現、プラスチック資源循環の推進、災害対策等の解決に向け、新たな産業廃棄物処理指導計画を策定し、総合的かつ計画的に産業廃棄物施策を推進すべきである。

(2) 計画の位置付け

川崎市の環境行政の基本指針である川崎市環境基本計画のほか、川崎市一般廃棄物処理基本計画や川崎市地球温暖化対策推進基本計画をはじめとした、環境分野の計画と連携しながら産業廃棄物の発生抑制、再資源化及び適正処理を推進する計画として、廃棄物施策を推進していくべきである。



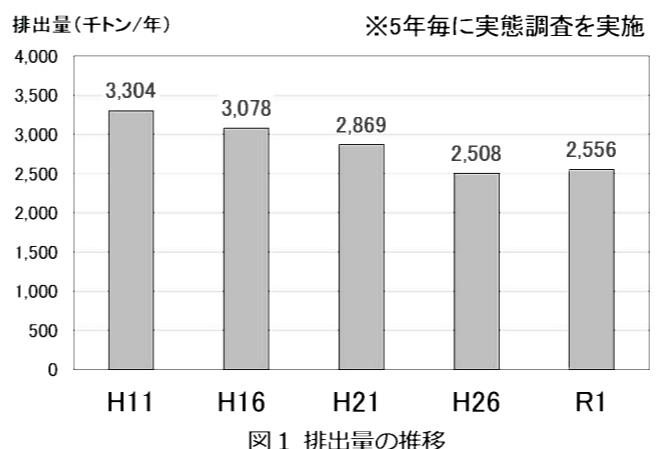
(3) 計画期間

総合計画（第3期実施計画）や一般廃棄物処理基本計画（第3期行動計画）等の関連する計画と整合を図り、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とすることが望ましい。

2 現状と課題

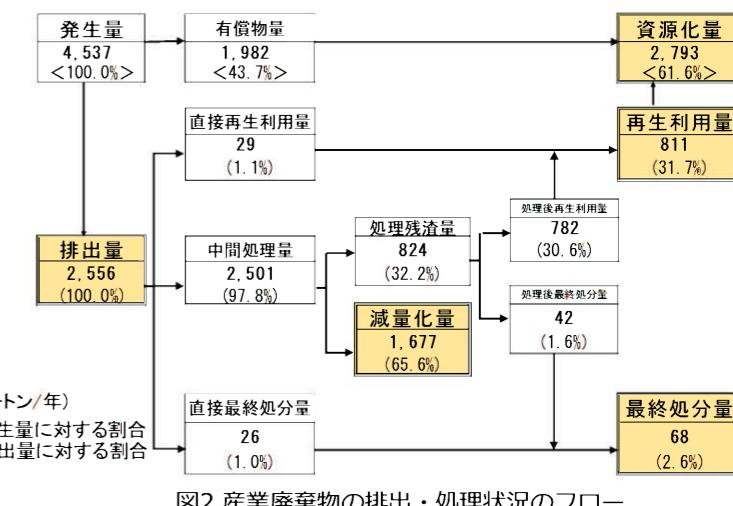
(1) 川崎市の産業廃棄物の排出・処理状況（令和元（2019）年度実績）

産業廃棄物の排出量は、各種リサイクル法等の取組や事業者の環境意識の向上、産業構造の変化などにより、長期的に減少傾向にある。令和元（2019）年度の産業廃棄物の排出量は2,556千トン、再生利用率（リサイクル等）は排出量の31.7%にあたる811千トン、資源化量（有償物量等）は発生量の61.6%にあたる2,793千トン、最終処分量（埋立処分等）は排出量の2.6%にあたる68千トンであった。



(2) 現計画（第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画）の目標の達成状況

令和元年度目標	実績	要因
①排出量	2,500 千トン	2,556 千トン (未達成)
②資源化率	70%	61.6% (未達成)
③最終処分量	83 千トン	68 千トン (達成)



(3) 川崎市の環境施策等の動向

川崎市は、近年の国際的な動向や国の計画等を踏まえ、次の表のとおり、計画・方針等の策定をしている。新たな計画においては、令和3年6月に制定されたプラスチック資源循環促進法等の動向も踏まえた取組を進めていく必要がある。

名称	概要	施策の目的
かわさきカーボンゼロチャレンジ2050	令和32（2050）年における脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出実質ゼロを目指した取組を推進	脱炭素社会の実現
川崎市プラスチック資源循環への対応方針	令和2（2020）年11月に、当該方針を策定し、プラスチックごみに関する課題に総合的かつ迅速に取り組むための施策を推進	資源循環の推進
川崎市災害廃棄物等処理計画	災害時に発生する災害廃棄物等を適切に処理するための基本的事項を定めており、円滑かつ適正に災害廃棄物を処理するための施策を推進	災害廃棄物対策
川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針	平成31（2019）年2月に、当該方針を策定し、川崎市の将来にわたる持続的な発展を図るために、SDGs達成に向けた取組を推進	持続可能な社会の実現

(4) 新たな計画で取り組むべき課題

- 脱炭素社会の実現を見据え、廃プラスチック類の焼却量の削減や再生利用率を向上させるためのプラスチック資源循環等の取組の推進が必要である。
- 安全・安心な生活の実現のために、災害・緊急時に発生する廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けた取組の推進が必要である。
- 持続可能な循環型社会の実現に向け、更なる3Rや適正処理に向けた取組の推進が必要である。
- 施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民や事業者等の環境保全意識の向上が必要である。

3 産業廃棄物処理指導計画策定の基本的な方向性

次の基本的な方向性を踏まえ、新たな計画を策定し、総合的かつ計画的に産業廃棄物施策を推進すべきである。

(1) 基本理念

脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現

令和32年の脱炭素社会の実現を見据えながら、災害・緊急時の円滑な廃棄物の処理体制を確保する等の安全・安心に向けた取組を推進するとともに、更なる3R及び適正処理を推進し、事業者・市民等と連携して循環型社会の実現を目指す。

(2) 令和7（2025）年度に目指す目標

目標1【排出量2,500千トン】

国は第四次循環基本計画において、令和7年度の排出量を「平成24年度に対し、増加を約3%に抑制」としている。これに準拠した場合、
排出量（千トン/年）

期間	実績値	目標値
H26	3,304	
H16	3,078	
H21	2,869	
H26	2,508	
R1	2,556	
R7	2,732	2,732

川崎市の目標値は2,732千トンとなるが、令和元年度時点での値を下回っているため、未達成である現行計画の目標値である排出量2,500千トンを目指す。

図3 排出量の推移及び新たな目標値

目標2【再生利用率32%】

近年、川崎市では、人口増加により、再生利用率の低い下水道業からの汚泥の排出量が増加するなど、再生利用率は低下傾向にある。令和7年度においては、再生利用率が30%まで低下することが見込まれるが、資源循環等の取組を強化することで、現状の水準を低下させない考え方のもと再生利用率32%を目指す。

期間	実績値	目標値
H26	41%	
R1	32%	
R7	30%	
R7	32%	32%

図4 再生利用率の推移及び新たな目標値

目標3【廃プラスチック類の再生利用率71%】

平成26年度から令和元年度までの5年間で廃プラスチック類の再生利用率は、47%から58%に増加している。引き続き、プラスチック資源循環に係る取組を強化していくことで、増加率を維持させることとし、再生利用率71%を目指す。

期間	実績値	目標値
H26	47%	
R1	58%	
R7		71%

図5 廃プラスチック類の再生利用率の推移及び新たな目標値

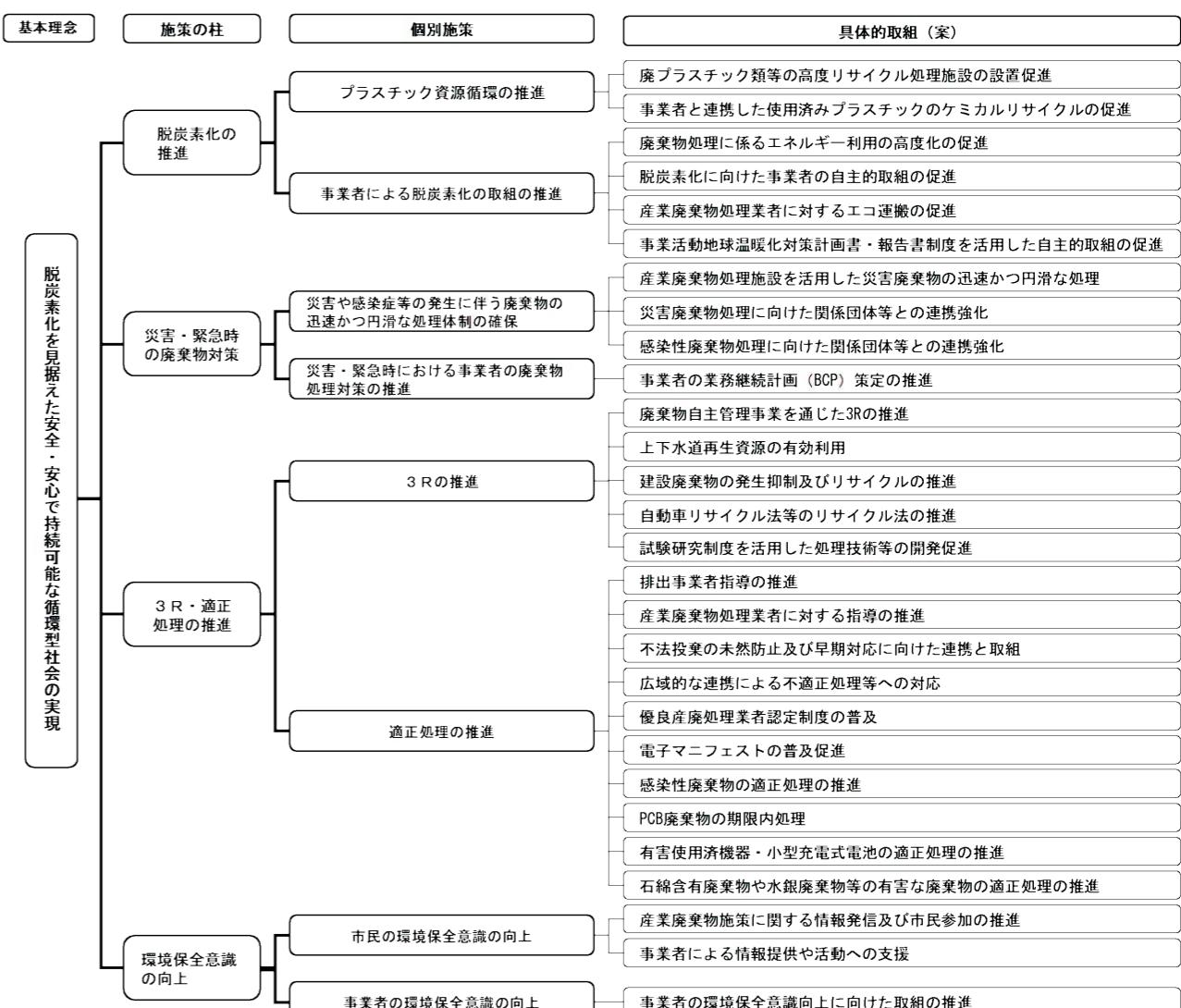
目標4【最終処分量43千トン】

国は第四次循環基本計画において、令和7年度の最終処分量を「平成12年度から約77%削減」としている。これに準拠し、川崎市に統計データのある平成11年度の最終処分量から77%削減した43千トンを目指す。

期間	実績値	目標値
H11	185	
H16	234	
H21	148	
H26	92	
R1	68	
R7	43	43

図6 最終処分量の推移及び新たな目標値

(3) 計画の施策体系図



4 計画の進捗管理

施策を着実に推進するため、計画に設定した取組については「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」の考え方に基づくPDCAサイクルを基本とした進行管理を行っていくべきである。また、各取組の達成状況等については、毎年度点検を行い、排出事業者、処理業者、市民及び市の各主体間で共有するとともに、その結果を踏まえて取組の見直しを行う必要がある。